

「価値の過半が区域内で生じたことの証明書類」作成要領

令和7年の総務省告示改正に伴い、令和8年10月以降、地場産品基準の3号に該当する返礼品については、返礼品提供事業者により「鹿児島市において当該返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明」がなされていることが、返礼品取扱いの条件となります。

「価値の過半が区域内で生じたことの証明書類」作成様式（Excel）は、証明作成様式シートで取扱い返礼品ごとに必要事項を入力することで、証明書（自動反映）が作成される仕様となっており、本様式をご提出いただくことで、証明書を提出いただいたものとみなします。

下記の作成要領を確認し、必要事項を入力の上、ご提出くださいますようお願いします。

なお、証明作成様式シートの黒の太枠で囲まれている箇所については、令和8年9月以降、鹿児島市のホームページで掲載される箇所になりますので、予めご了承ください。

1 作成年月日（3行目）

- ・本様式の作成年月日をご入力ください。

2 事業者名（4行目）

- ・事業者名をご入力ください。

3 必要寄附金額（円）（C列）

- ・鹿児島市ふるさと納税返礼品提案書「10 提案返礼品について-④想定寄附金額」と同じ金額をご入力ください。

4 返礼品等の名称（D列）

- ・鹿児島市ふるさと納税返礼品提案書「10 提案返礼品について-①返礼品名称」に記載した返礼品名をご入力ください。

5 区域内において生じた価値の割合（%）（E列）

- ・計算式が入っておりますので、他の必要項目を入力後、ご確認ください。
- ・E列の割合が50%を下回ると、鹿児島市において当該返礼品の価値の過半が生じているとはみなされず、返礼品として取扱えません。
- ・50%を下回る場合の返礼品の取扱いの可能性については、個別にご相談ください。

6 区域内において生じた価値の割合の算出方法

（1）標準的な算出方法（F列）

- ・総務省が示す算出方法で計算する必要があるので、基本的にこの欄は「○」を選択することとなります。（算出方法の詳細は10でご確認ください。）

（2）その他の算出方法（G列）

- ・総務省が示す金額での算出方法で計算する必要があるので、基本的にこの欄は空欄となります。（総務省としては、この欄を設けているものの、標準的な算出方法以外の算出

方法は想定していないというスタンスです。)

- ・万が一、その他の算出方法で区域内において生じた価値の割合を算出する場合は、「〇」を選択し、H列・I列の記入をします。

(3) その他の算出方法の詳細 (H列)

- ・(その他の算出方法を選択した場合のみ) その他の算出方法の詳細をご記入ください。

(4) その他の算出方法とする理由 (I列)

- ・(その他の算出方法を選択した場合のみ) その他の算出方法とする理由をご記入ください。

7 返礼品等の製造・加工地 (J列)

- ・返礼品の製造・加工地をご記入下さい。鹿児島市で製造・加工している場合は、「鹿児島県鹿児島市」と記入してください。

8 地方団体における調達費用 (円) (K列)

- ・鹿児島市ふるさと納税返礼品提案書「10 提案返礼品について-③税込み商品価格」と同じ金額をご入力ください。

9 一般販売価格 (円) (L列)

- ・当該返礼品を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載してください。
- ・当該返礼品が非売品である場合には、当該返礼品の類似製品に係る通常の価格を記載してください。

(次ページへ続く)

10 当該返礼品の製造・販売等のために鹿児島市以外で生じた費用（円）（M列）

- 鹿児島市の区域外で生産された原材料費や区域外での加工費用など、製造・販売のために市外で生じた費用【②】を記入してください。
- 返礼品の調達費用（市への提供価格）【①】から、鹿児島市内での付加価値（製造経費や加工経費、人件費、利益、その他）【③】を差し引いた額【②】を指します。

【総務省が示す区域内において生じた価値の割合の標準的な算出方法は下記のとおり】

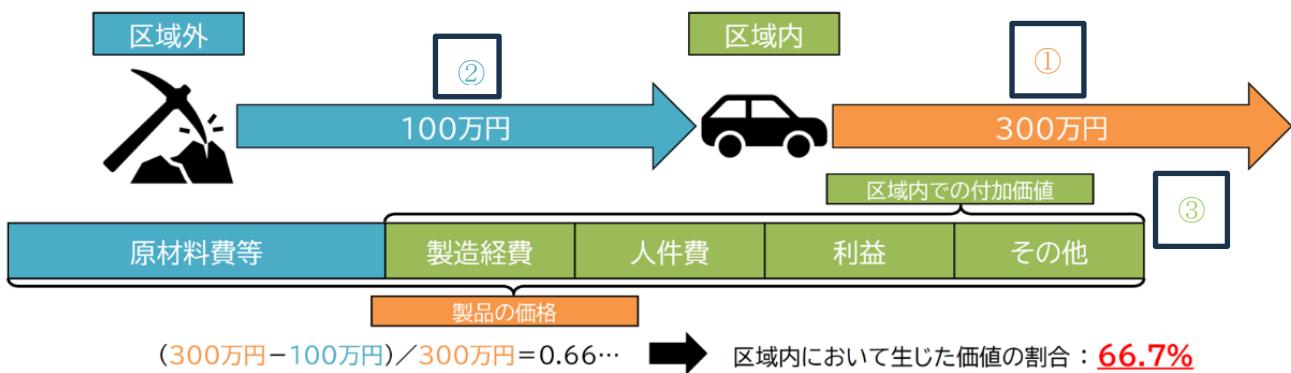
算式

$$(① - ②) / ①$$

算式の符号

①：当該地方団体による返礼品等の調達費用（鹿児島市への提供価格）

②：当該返礼品等の製造・販売等のために鹿児島市の区域外で生じた費用



【補足】

※ 鹿児島市の区域外で生じた費用（②）か、鹿児島市内で生じた費用（③）かの判断の詳細が、総務省から示されておらず、個別の原材料等の価値算出等にあたって迷いが生じるケースもあるうかと思います。以下に示す判断基準や付加価値算出の一例を参考に個別にご検討いただけますと幸いです。

なお、以下の内容については、一般的な商習慣において、確認可能な範囲の対応ということで本市において設定したものであり、総務省から具体例等が示された場合には変更になることもありますので、予めご了承ください。

（判断基準）

◆鹿児島市の区域外で生じた費用（②）と判断するもの

- 鹿児島市外で生産された原材料や製造・加工等がされた調味料等の仕入費用
- 鹿児島市外の加工場での製造・加工を委託した費用
- 鹿児島市内の事業者から仕入れたもので、原材料や調味料、梱包資材等が明確に市外産のものと判断できる仕入費用

◆鹿児島市内で生じた費用（③）と判断するもの

- 鹿児島市内で生産された原材料や製造・加工等がされた調味料等の仕入費用
- 鹿児島市内の加工場での製造・加工を委託した費用
- 鹿児島市内の事業者から仕入れたもので、原材料や調味料、梱包資材等が明確に市外産のものと判断できない仕入費用
- 仕入を行う製品の性質上、鹿児島市内と鹿児島市外での付加価値が混在している製品の仕入費用

(付加価値算出の一例)

◆鹿児島市の区域外で生産された豚肉を活用したハンバーグを、鹿児島市内の事業所内で製造し、鹿児島市の区域外でパック加工を依頼して完成した8個入商品の返礼品

①: 当該地方団体による返礼品等の調達費用（鹿児島市への提供価格）→3,000円

②: 当該返礼品等の製造・販売等のために鹿児島市の区域外で生じた費用→1,000円

↳鹿児島市外で生産された豚肉等の原材料費（600円）

↳鹿児島市外でパック加工を依頼した費用（300円）

↳鹿児島市外で製造された梱包資材（100円）

③: 区域内での付加価値にあたる費用→2,000円

↳鹿児島市内の事業所・加工場での製造経費・人件費（1500円）

↳鹿児島市返礼品提供事業者の利益・その他（500円）

算式: (①3,000円 - ②1,000円) / ①3,000円 = 66.7% (※鹿児島市内で生じた価値割合)

◆流通構造上、鹿児島市で肥育された牛肉と近隣の自治体で肥育された牛肉の混在を避けられない牛肉を活用したスパイスカレーを、鹿児島市内の事業者内で製造・加工し、パック詰めまで行った5個入り商品の返礼品

①: 当該地方団体による返礼品等の調達費用（鹿児島市への提供価格）→3,000円

②: 当該返礼品等の製造・販売等のために鹿児島市の区域外で生じた費用→200円

↳鹿児島市外で製造されたカレールーやスパイス、調味料等の原材料費（200円）

③: 区域内での付加価値にあたる費用→2,800円

↳鹿児島市で肥育された牛肉と近隣の自治体で肥育された牛肉の混在を避けられない牛肉（800円）

↳鹿児島市の事業者から仕入れ、明確に市外で製造された梱包資材と判断することができない梱包資材（100円）

↳鹿児島市内の事業所内での製造経費・人件費（1600円）

↳返礼品提供事業者の利益・その他（500円）

算式: (①3,000円 - ②200円) / ①3,000円 = 93.3% (※鹿児島市内で生じた価値割合)

◆鹿児島市の事業所等でデザイン等の企画立案や商品設計を行い、それを基に鹿児島市の区域外で製造・加工を行ったオリジナルグッズを、自社製品として取扱う商品の返礼品

①: 当該地方団体による返礼品等の調達費用（鹿児島市への提供価格）→10,000円

②: 当該返礼品等の製造・販売等のために鹿児島市の区域外で生じた費用→4,000円

↳鹿児島市外で製造された布生地等の原材料費（500円）

↳鹿児島市外で製造・加工を依頼した費用（3,500円）

③: 区域内での付加価値にあたる費用→6,000円

↳鹿児島市内の事業所での企画立案や商品設計にかかる人件費（3,000円）

↳鹿児島市の事業者から仕入れ、明確に市外産と判断できない部品（200円）

↳鹿児島市の事業者から仕入れ、明確に市外で製造された梱包資材と判断することができない梱包資材（100円）

↳返礼品提供事業者の利益・その他（2,700円）

算式: (①10,000円 - ②4,000円) / ①10,000円 = 60.0% (※鹿児島市内で生じた価値割合)